

2021年7月5日現在

書籍をご購入いただいた皆様へ

大原出版株式会社

【正誤表】

合格のミカタシリーズ 2021年対策 読めばわかる！社労士テキスト

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に訂正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

合格のミカタシリーズ 2021年対策 読めばわかる！社労士テキスト  
(2020年8月24日 第4版発行)

ISBN 978-4-86486-790-0

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
第1部 P72 発展※1	次の場合には、深夜に使用することができます。 ア 交替制によって使用する満16歳以上の男性 イ 交替制によって労働させる事業について、所轄労働 基準監督署長の <u>認可</u> を受けて午後10時30分まで労働さ せる場合  ↓ 次の場合には、深夜に使用することができます。 ア 交替制によって使用する満16歳以上の男性 イ 交替制によって労働させる事業について、所轄労働 基準監督署長の <u>許可</u> を受けて午後10時30分まで労働さ せる場合

訂正頁・行	訂正箇所
<p>第1部 P133 基本※4</p>	<p>事業者は、潜水業務その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、厚生労働省令で定めるものに従事させる労働者については、作業時間についての基準に違反して、当該業務に<u>従事させなければならない</u>ものとされています。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>事業者は、潜水業務その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、厚生労働省令で定めるものに従事させる労働者については、作業時間についての基準に違反して、当該業務に<u>従事させてはならない</u>ものとされています。</p>
<p>第1部 P342 発展※4</p>	<p>延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、当分の間、一定の場合には、年14.6%の割合は特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合は特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（一定の場合には、年7.3%の割合）とするものとされています。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、当分の間、一定の場合には、年14.6%の割合は<u>延滞税特例基準割合</u>に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合は<u>延滞税特例基準割合</u>に年1%の割合を加算した割合（一定の場合には、年7.3%の割合）とするものとされています。</p>

訂正頁・行	訂正箇所
<p>第2部 P144(2)ア P145(5)ア</p>	<p>c 地方税法に定める障害者、寡婦その他の<u>国民年金法</u>の規定による市町村民税が課されない者として政令で定める者で、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が125万円以下である場合。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>c 地方税法に定める障害者、寡婦その他の<u>地方税法</u>の規定による市町村民税が課されない者として政令で定める者で、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が125万円以下である場合。</p>

訂正頁・行	訂正箇所
<p>第1部 P194</p>	<p>労災保険の保険給付が先に行われたときは、政府は、その給付の価額の限度で、（災害発生後<u>3</u>年間に支給事由の生じたものについて、同一の事由について）被災者の有する損害賠償請求権を取得する</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>労災保険の保険給付が先に行われたときは、政府は、その給付の価額の限度で、（災害発生後<u>5</u>年間に支給事由の生じたものについて、同一の事由について）被災者の有する損害賠償請求権を取得する</p>